

# 宇部市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

平成 24 年 3 月 30 日 / 規則第 14 号 (平成 25 年 9 月 30 日改正)

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、宇部市墓地等の経営の許可等に関する条例 (平成 24 年条例第 10 号。以下「条例」という。) の施行について必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の設置場所)

**第 2 条** 条例第 4 条第 5 号、第 6 条第 3 号及び第 8 条第 3 号の市規則で定める場所は、次のとおりとする。

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林及び同法第 41 条第 1 項の規定により指定された保安施設地区

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 12 条の 4 第 2 項の規定により都市計画に定められた地区計画等の区域

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域、地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号) 第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号) 第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

前 3 号に掲げるもののほか、周辺の生活環境との調和上又は公衆衛生上支障があると認める区域

(事前協議)

**第 3 条** 条例第 10 条第 1 項の規定による事前協議の申出は、宇部市墓地等経営事前協議書 (様式第 1 号) に次に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、審査に支障がないと市長が認めるときは、その書類の添付を省略することができる。

第 9 条各号に掲げる書類 (第 10 号に係る書類については、許可等の申請をしているときは、その旨を証する書類とする。)

墓地等の整備工事の工程表

墓地等の造成計画平面図 (縮尺 500 分の 1 以上)

墓地等の造成計画区域縦横断面図 (縮尺 500 分の 1 以上)

墓地等の排水施設計画平面図 (縮尺 500 分の 1 以上)

2 条例第 10 条第 3 項の規定による通知は、宇部市事前協議結果通知書 (様式第 2 号) により行うものとする。

3 条例第 10 条第 4 項第 2 号に規定する重要事項の変更は、次のとおりとする。

協議者の変更

墓地等の区域の変更

納骨堂及び火葬場の施設の変更

(計画の説明)

**第 4 条** 条例第 11 条の周辺住民等は、次の各号に掲げる墓地等の敷地の境界線から当該各号に定める距離以内に所在する自治会の区域に居住する者及び当該区域に所在する公

共的施設の管理者とする。

墓地 100メートル

納骨堂 50メートル

火葬場 220メートル

- 2 条例第 11 条の規定による説明は、事前協議を申し出た後、整備工事の着工予定日の 60 日前までに、次に掲げる事項について行うものとする。

協議者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

墓地等の名称及び所在地

墓地等の規模又は構造設備の概要

墓地等の維持管理の方法

経営開始までの日程

工事の方法及び安全対策の概要

その他墓地等の経営に係る計画について周辺住民等に事前に説明をすべき事項

- 3 協議者は、前項の説明を終了したときは、説明報告書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

説明等で使用した資料

周辺住民等の名簿

説明を受けた者の名簿

（意見の申出）

- 第 5 条 周辺住民等は、条例第 12 条第 1 項の規定により意見を申し出ようとするときは、整備工事の着工予定日の 30 日前までに、意見申出書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

（意見申出書に基づく協議の報告）

- 第 6 条 条例第 12 条第 3 項の規定による協議の結果の報告は、協議結果報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添付して、速やかに行わなければならない。

協議に使用した資料

協議者の名簿

協定等を締結したときは、協定書等の写し

（標識の設置）

- 第 7 条 条例第 13 条第 2 項の市規則で定める基準は、次のとおりとする。

標識は、様式第 6 号によるものとし、表示する文字は鮮明であること。

標識は、墓地等の敷地の見やすい場所に設置すること。

標識は、容易に破損し、又は倒壊しないように設置すること。

標識の設置期間は、計画適正通知を受けた日の翌日から条例第 14 条第 2 項の規定による通知を受けた日までの間とする。

- 2 協議者は、標識を設置したときは、その旨を宇部市墓地等標識設置届出書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に届け出なければならない。

標識を設置した場所が明示された図面

標識の設置状況及び記載内容が分かる写真等

(整備工事の完了の届出等)

**第8条** 条例第14条第1項の規定による届出は、宇部市墓地等整備工事完了届出書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

墓地等の造成平面図(縮尺500分の1以上)

墓地等の造成区域縦横断面図(縮尺500分の1以上)

墓地等の排水施設平面図(縮尺500分の1以上)

納骨堂及び火葬場については、建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し  
その他墓地等の施設及び構造設備を明確に記した書類

2 条例第14条第2項の規定による通知は、宇部市墓地等整備工事完了検査済通知書(様式第9号)により行うものとする。

(経営の許可の申請)

**第9条** 条例第15条第1項の規定による申請は、宇部市墓地等経営許可申請書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、審査に支障がないと市長が認めるときは、その書類の添付を省略することができる。

墓地等に係る土地の登記事項証明書

墓地等に係る土地の公図又は筆界を記載した図

付近の見取図(縮尺並びに墓地等の境界から50m、100m及び220mの同心円を表示し、円内の鉄道、国道、主要な地方道、河川、海岸及び住宅並びに公園、学校、病院その他公共的施設の場所を記入すること。)

墓地等の平面図(墓地等の敷地、施設及び構造設備を明確に記した図面)

墓地等の管理方法を記載した書面

宗教法人又は公益法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 規則又は定款の写し

ハ 意思決定機関において墓地等の経営の許可の申請に関する決定をしたことを証する書類

墓地等の設置場所が傾斜地であるときは、断面図

他法令に基づく許可等が必要であるときは、当該許可等を受けたことを証する書類  
その他市長が必要と認める書類

(経営許可書等)

**第10条** 条例第16条第1項の規定による通知は、宇部市墓地等経営許可書(様式第11号)又は宇部市墓地等経営不許可通知書(様式第12号)により行うものとする。

(変更の許可の申請等)

**第11条** 条例第17条第1項の規定による変更の許可の申請は、宇部市墓地等変更許可申請書(様式第13号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、審査に支障がないと市長が認めるときは、その書類の添付を省略することができる。

第9条各号に掲げる書類

変更前と変更後が分かる書類

宇部市墓地等経営許可書又は宇部市墓地等変更許可書（以下「許可書」という。）

改葬を必要とするときは、改葬が完了したことを証する書類

2 条例第17条第3項に規定する変更の許可に係る事前協議は、宇部市墓地等経営事前協議書に第3条第1項各号に掲げる書類のうち市長が指定したもののほか、前項第2号及び第3号の書類を添付して申し出るものとする。

3 条例第17条第3項において準用する条例第16条第1項の規定による変更の許可の申請に対する通知は、宇部市墓地等変更許可書（様式第14号）又は宇部市墓地等変更不許可通知書（様式第15号）により行うものとする。

（廃止の許可の申請等）

**第12条** 条例第18条第1項の規定による廃止の許可の申請は、宇部市墓地等廃止許可申請書（様式第16号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、審査に支障がないと市長が認めるときは、その書類の添付を省略することができる。

廃止しようとする墓地等の位置を示す図面

廃止の理由書

宗教法人又は公益法人である場合にあっては、意思決定機関において墓地等の廃止の許可の申請に関する決定をしたことを証する書類

許可書

墓地又は納骨堂にあっては、廃止しようとする墓地又は納骨堂の利用者の一覧表及び利用者全員の同意書

墓地又は納骨堂にあっては、廃止に伴い改葬が必要となる墓地又は納骨堂の利用者全員の改葬が完了したことを証する書類の写し

墓地又は納骨堂にあっては、墳墓、建物その他の施設を撤去したことを証する書類

2 条例第18条第3項において準用する条例第16条第1項の規定による廃止の許可の申請に対する通知は、宇部市墓地等廃止許可書（様式第17号）又は宇部市墓地等廃止不許可通知書（様式第18号）により行うものとする。

（みなし許可の届出）

**第13条** 条例第19条の規定による届出は、宇部市墓地等みなし許可届出書（様式第19号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

都市計画法第59条の規定による都市計画事業の認可若しくは承認又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業に係る事業計画の認可を受けたことを証する書類

その他市長が必要と認める書類

（経営の承継）

**第14条** 条例第20条第2項の市規則で定める要件は、承継者が墓地又は納骨堂の適正な経営を行うことができる者であると認められる場合で、次に掲げる条件を満たすときとする。

経営を承継するための墓地又は納骨堂の経営の許可の申請が、承継される墓地又は納骨堂の廃止の許可の申請と同時にされること。

承継者が墓地又は納骨堂の経営を承継することについて、当該墓地又は納骨堂の利用者全員の同意を得ていること。

承継するための経営の許可の申請を行う場合において、当該墓地又は納骨堂の利用者が承継後も引き続き利用できること。

(名称等の変更の届出)

**第 15 条** 条例第 21 条の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

墓地等の経営者の住所又は氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)

墓地等の管理者の住所又は氏名

墓地区画数又は納骨基数

2 条例第 21 条の規定による変更の届出は、宇部市墓地等変更届(様式第 20 号)に変更事項を確認することができる書類及び許可書(許可書の記載事項を変更する場合に限る。)を添付して行うものとする。

(利用者募集広告の内容)

**第 16 条** 条例第 22 条第 2 項の規則で定める内容は、次のとおりとする。

墓地等の名称及び所在地

経営者の氏名(法人にあっては名称)

経営の許可番号及び許可年月日(法第 11 条の規定により同法第 10 条の許可があったものとみなされた墓地又は火葬場にあっては、都市計画事業等の認可又は承認を証する番号及び認可又は承認の年月日)

(管理者の講ずべき措置)

**第 17 条** 墓地等の管理者は、条例第 23 条第 4 号の規定により、墓地等における災害対応、交通の安全の確保、防犯及び防火対策その他利用者の安全の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(勧告)

**第 18 条** 条例第 25 条の勧告は、勧告書(様式第 21 号)により行うものとする。

(立入検査)

**第 19 条** 条例第 28 条第 2 項の身分を示す証明書は、立入検査員証(様式第 22 号)とする。

(申請書等提出部数)

**第 20 条** 条例又はこの規則に基づき市長に提出する書類及び図面の部数は、正副 2 部とする。

(その他)

**第 21 条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

(施行期日等)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。